

○田川地区清掃施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 58 年 8 月 1 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「特別職の職員」とは、組合長、副組合長、参与、副参与、議会の議員、監査委員、専門委員、附属機関の委員及び嘱託員をいう。

(報酬)

第 3 条 特別職の職員の報酬は、別表第 1 のとおりとする。

(報酬の支給の方法)

第 4 条 報酬が年額で定められている者については、毎年度 3 月に支給する。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、これを繰り上げて支給することができる。

2 報酬が日額で定められている者については、勤務のつど支給する。

3 年度の中途において、その職についた者又はその職を離れた者に対する報酬は、日割計算により支給する。

(費用弁償)

第 5 条 特別職の職員の費用弁償は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 公務のために旅行したときは、この旅行について旅費を支給する。

(2) 前号の規定により支給する旅費のうち、日当、宿泊料及び食卓料の額は別表第 2 のとおりとし、日額旅費は 1 日につき 1,800 円を支給する。ただし、宿泊料について公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の宿泊料で実費を支弁することができない場合には、実費額(当該実費額が 20,000 円を超えるときは、20,000 円)による。

(3) 嘱託員については別表第2の「その他の職務にある者」の欄を適用し、日額旅費はバス賃実費を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田川市川崎町清掃施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(平成4年条例第3号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月20日条例第2号)

この条例は、平成14年4月1日から施行し、改正後の田川地区清掃施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成18年8月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田川地区清掃施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月8日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第1条第2号に掲げる第238条の4の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成21年7月31日条例第3号)

この条例は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 26 日条例第 4 号)

この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

職名		報酬の額
組合長		年額 55,000 円
副組合長		年額 41,000 円
参与		年額 33,000 円
副参与		年額 25,000 円
議会	議長	年額 39,000 円
	副議長	年額 36,000 円
	議員	年額 33,000 円
監査委員	知識経験を有する者のうちから選任された者	日額 8,500 円
	議会の議員のうちから選任された者	日額 6,100 円
専門委員		日額 3,300 円
附属機関の委員		日額 3,300 円
嘱託員		予算に定められた範囲内

別表第 2(第 5 条関係)

車賃、日当、宿泊料及び食卓料

(単位：円)

組合長	車賃(1キロメートルにつき)	37	
副組合長	日当(1日につき)	1,200	
参与	宿泊料(1夜につき)	甲地方	14,000
副参与		乙地方	11,800
監査委員			
議長	食卓料(1夜につき)		2,400
副議長			
議員			
専門委員			
附属機関の委員			
その他の職務にある者	車賃(1キロメートルにつき)	37	
	日当(1日につき)	1,200	
	宿泊料(1夜につき)	甲地方	12,000
		乙地方	10,000
	食卓料(1夜につき)	2,100	

備考

宿泊料の部甲地方とは、次の地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

(埼玉県)さいたま市

(千葉県)千葉市

(東京都)特別区

(神奈川県)横浜市 川崎市

(愛知県)名古屋市

(京都府)京都市

(大阪府)大阪市 堺市

(兵庫県)神戸市

(広島県)広島市